



# 草津用水だより

VOL. 19

発行日/令和8年4月

水土里ネット草津用水（草津用水土地改良区）  
〒525-0029 滋賀県草津市下笠町1350番地 TEL:077-568-3149 FAX:077-568-1285  
E-mail midori-net@k-yousui.com URL <https://k-yousui.com>

## 県営草津用水湖辺地区 石綿管等更新工事に着手



工事全景



石綿管撤去状況



石綿管封入状況

令和5年度に新規採択をいただきました県営草津用水湖辺地区事業については、令和7年度から石綿管等更新工事に着手しました。老朽化による漏水が頻発しておりますことから、早期の施設更新を目指します。

## 理事長 挨拶



草津用水土地改良区理事長

### 橋川 渉

春暖の候、組合員の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日ごろから本土地改良区の運営ならびに事業推進に対しまして、ご支援、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、農業農村を取り巻く情勢は、依然として厳しい状況にあります。

国の農業農村整備事業における令和8年度予算につきましては、令和7年度の補正予算2,439億円と令和8年度の当初予算4,504億円を合わせまして、概算決定で6,942億円となっており、対前年度比で106.8%と増額計上をされております。

このような状況の中、県営草津用水2期地区事業に対する令和8年度予算は、令和7年度補正予算の約3億円と令和8年度当初予算の約2億3千万円を合わせまして、概算決定で約5億3千万円の計上をいただいております。

本事業における令和7年度末の進捗率は約75%となる見込みであり、現在の事業の工事進捗状況は、令和7年度の用水供給において、常盤用水路の新規路線へ切り替えての送水を大きなトラブル無く終えることが出来たことや、第一段円型分水工の改修に向けた検討を進めているほか、常盤第2段揚水機場の改修および常盤用水路他のパイプインパイプ工事などを順次進めてお

ります。また、湖辺地区の石綿管改修工事も令和8年度には笠縫地区を中心に本格的な工事を予定しております。

一方、本土地改良区の運営状況でございますが、組合員の皆様方に賦課金のご負担をお願いし、運営をいたしておりますが、物価高騰や電気料金の高止まりなどの負担増に加え、農地減少による賦課金の減収など、非常に厳しい経営環境にございます。今後も健全な運営を持続させるため、令和8年度において「第2次経営計画」を策定し、安定した経営に努めてまいりますので、引き続きご理解をいただきますようお願い申し上げます。

なお、間もなく揚水期を迎えますが、運転計画につきましては、昨年と概ね同様の考え方で計画をさせていただいております。今年度におきましても、効率的な運転管理と、節水パトロールの実施などによる運転経費の節減を図りながら、安定的な用水供給に努めてまいりたいと考えております。

最後に、食料安全保障の確保や農業の持続的な発展、現存する土地改良施設を守り、国土保全・環境保全など多面的な機能を確保しながら次の世代に引き継ぐために、本土地改良区と滋賀県、草津市が一体となり、二期更新事業の推進に鋭意取り組んでまいりますので、組合員の皆様方におかれましても、より一層のご支援とご協力をいただきますようお願い申し上げますとともに、皆様方の更なるご健勝とご繁栄をご祈念申し上げます。発行にあたりましての挨拶とさせていただきます。

## 令和7年度 通常総代会開催

### 全議案原案どおり可決及び承認

令和8年3月14日午後1時30分から下笠会館において、62名の総代のうち出席総代40名と書面議決提出17名により開催し、提出議案13議案のすべての議案について決議いただきました。

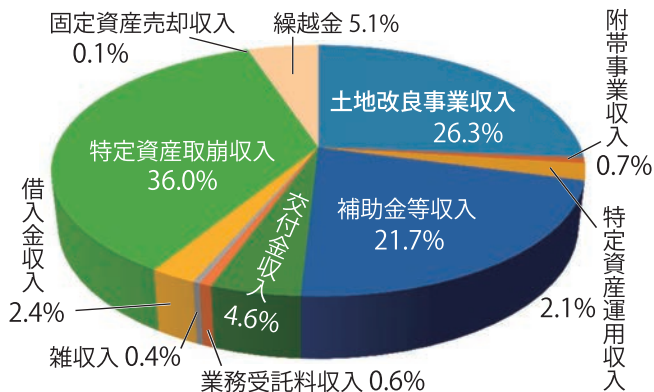
- 第1号議案 令和6年度事業報告の承認について
- 第2号議案 令和6年度収支決算及び財産目録の承認について
- 第3号議案 令和7年度収支補正予算の専決処分の承認について
- 第4号議案 令和8年度事業計画(案)について
- 第5号議案 令和8年度積立金の処分について
- 第6号議案 令和8年度賦課金の賦課及び徴収について
- 第7号議案 土地改良区運営及び県営施設更新事業等に伴う長期借入金について
- 第8号議案 令和8年度役員報酬について
- 第9号議案 令和8年度収支予算(案)について
- 第10号議案 定款の一部変更について
- 第11号議案 規約の一部変更について
- 第12号議案 役員選任規程の一部変更について
- 第13号議案 総代選挙規程の一部変更について



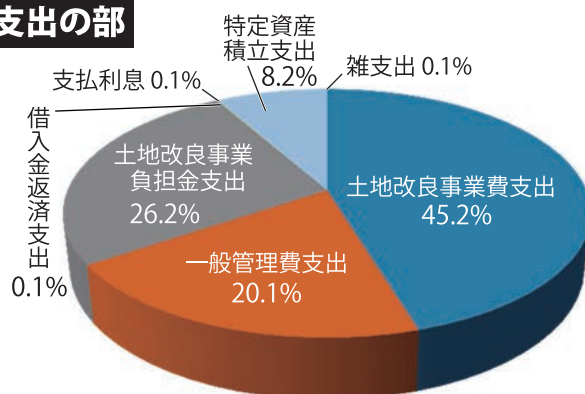
# 令和6年度一般会計収支決算

収入合計 …………… 312,878,806 円  
 支出合計 …………… 296,851,149 円  
 差引残額 …………… 16,027,657 円

## 収入の部



## 支出の部



収入の部		支出の部	
科目(款)	決算額(円)	科目(款)	決算額(円)
土地改良事業収入	82,328,663	土地改良事業費支出	134,505,609
附帯事業収入	2,261,041	一般管理費支出	60,050,450
基本財産運用収入	0	土地改良事業負担金支出	77,713,471
特定資産運用収入	6,717,744	借入金返済支出	140,652
補助金等収入	67,859,342	支払利息	2,729
交付金収入	14,400,000	固定資産取得支出	0
寄付金収入	0	土地改良施設建設仮勘定取得支出	0
業務受託料収入	2,000,000	附帯事業施設建設仮勘定取得支出	0
雑収入	1,069,563	建設仮勘定取得支出	0
借入金収入	7,426,000	出資金取得支出	0
基本財産取崩収入	0	納付換地清算金支出	0
特定資産取崩収入	112,700,735	基本財産積立支出	0
固定資産売却収入	87,923	特定資産積立支出	24,436,045
出資金返還収入	0	雑支出	2,193
交付換地清算金収入	0	予備費	0
繰越金	16,027,795	支出の部合計	296,851,149
収入の部合計	312,878,806		

# 令和6年度実施事業について

### ◇土地改良施設維持管理適正化事業

山田地区 元山田松林揚水機場ポンプ制御盤他取替工事

### ◇小規模土地改良事業

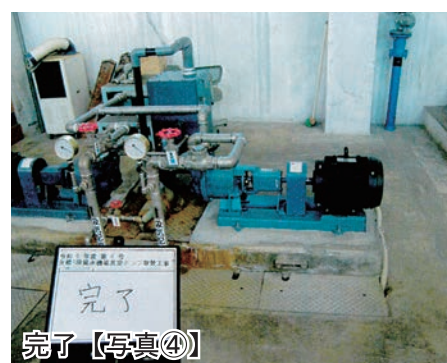
矢橋2期地区 矢橋支線水路改修事業

### ◇主な補修工事

南笠地区 南笠揚水機場ポンプ取替工事【写真①・②】

矢橋地区 矢橋第1段揚水機場真空ポンプ取替工事【写真③・④】

矢橋地区 矢橋第1段揚水機場吸水槽水位計取替工事 他



# 令和6年度財務諸表等(令和7年3月31日時点)

## ◇一般会計貸借対照表

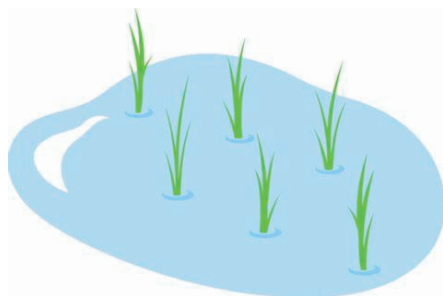
科 目	金 額 (円)
I 資産の部	4,911,743,062
1 流動資産	205,884,680
現金及び預金	58,183,114
未収賦課金等	400,916
短期未収金	73,093,650
前払金	74,207,000
2 固定資産	4,705,858,382
(1) 基本財産	0
(2) 特定資産	3,845,143,662
所有土地改良施設	2,128,283,599
土地改良施設建設仮勘定	55,508,971
職員退職給与積立金	16,610,384
決済金積立金	1,418,610,397
旧西部地区積立金	5,652,479
水資源補償積立金	220,189,353
旧山田地区積立金	288,479
(3) その他固定資産	860,714,720
建物	24,424,214
機械及び装置	239,747
器具備品	29,147
ソフトウェア	0
適正化事業拠出金	4,702,000
長期未収賦課金等	560,612
滋賀県信用農業協同組合	50,000
連合会出資金	
長期前払金	830,709,000
3 繰延資産	0
II 負債の部	146,251,491
1 流動負債	118,027,107
未払金	45,249,107
適正化事業拠出金短期未払金	2,778,000
流動資産 現金及び預金へ	15,000,000
一時充用(職員退職給与積立金より)	
流動資産 現金及び預金へ	30,000,000
一時充用(決済金積立金より)	
流動資産 現金及び預金へ	5,000,000
一時充用(旧西部地区積立金より)	
流動資産 現金及び預金へ	20,000,000
一時充用(水資源補償積立金より)	
2 固定負債	28,224,384
公庫資金等長期借入金	7,426,000
適正化事業拠出金長期未払金	4,188,000
職員退職給与引当金	16,610,384
III 正味財産の部	4,765,491,571
1 指定正味財産	1,872,325,842
(うち特定資産への充当額)	(1,872,325,842)
2 一般正味財産	2,893,165,729
(うち特定資産への充当額)	(1,956,207,436)
負債及び正味財産合計	4,911,743,062

## ◇一般会計正味財産増減計算書

科 目	金 額 (円)
I 一般正味財産増減の部	△38,696,584
1 経常増減の部	△28,141,394
(1) 経常収入	240,156,939
土地改良事業収入	82,729,579
附帯事業収入	2,261,041
特定資産運用収入	6,717,744
補助金等収入	39,302,042
交付金収入	9,600,000
業務受託料収入	2,000,000
雑収入	452,595
固定資産売却収入	87,923
所有土地改良施設受贈益(一般)	94,823,801
受取補助金(一般)	2,182,214
(2) 経常支出	268,298,333
土地改良事業費支出	90,584,209
一般管理費支出	62,463,542
支払利息	2,729
減価償却費	115,245,660
雑支出	2,193
2 経常外増減の部	△10,555,190
(1) 経常外収入	0
過年度修正益	0
(2) 経常外支出	10,555,190
不納欠損	38,190
過年度修正損	10,517,000
一般正味財産期首残高	2,931,862,313
一般正味財産期末残高	2,893,165,729
II 指定正味財産増減の部	△57,931,715
1 所有土地改良施設受贈益等	39,074,300
2 一般正味財産への振替額	△97,006,015
一般正味財産への振替	△94,823,801
(所有土地改良施設受贈益)	
一般正味財産への振替	△2,182,214
(受取補助金)	
指定正味財産期首残高	1,930,257,557
指定正味財産期末残高	1,872,325,842
III 正味財産期末残高	4,765,491,571

## ◇財産目録

科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
《資産の部》	4,911,743,062	《負債の部》	146,251,491
【流動資産】	205,884,680	【流動負債】	118,027,107
現金及び預金	58,183,114	未払金	45,249,107
未収賦課金等	400,916	適正化事業拠出金短期未払金	2,778,000
短期未収金	73,093,650	流動資産 現金及び預金へ一時充用	15,000,000
前払金	74,207,000	(職員退職給与積立金より)	
【固定資産】	4,705,858,382	流動資産 現金及び預金へ一時充用	30,000,000
(基本財産)	0	(決済金積立金より)	
(特定資産)	3,845,143,662	流動資産 現金及び預金へ一時充用	5,000,000
所有土地改良施設	2,128,283,599	(旧西部地区積立金より)	
土地改良施設建設仮勘定	55,508,971	流動資産 現金及び預金へ一時充用	20,000,000
職員退職給与積立金	16,610,384	(水資源補償積立金より)	
決済金積立金	1,418,610,397	【固定負債】	28,224,384
旧西部地区積立金	5,652,479	公庫資金等長期借入金	7,426,000
水資源補償積立金	220,189,353	適正化事業拠出金長期未払金	4,188,000
旧山田地区積立金	288,479	職員退職給与引当金	16,610,384
(その他固定資産)	860,714,720	《正味財産の部》	4,765,491,571
建物	24,424,214		
機械及び装置	239,747		
器具備品	29,147		
ソフトウェア	0		
適正化事業拠出金	4,702,000		
滋賀県信用農業協同組合連合会出資金	50,000		
長期未収賦課金等	560,612		
長期前払金	830,709,000		
【繰延資産】	0		



# 令和7年度事業紹介

## ◇主な事業紹介

### ●県営常盤水路改修工事

(県営2期地区更新事業〔国・県・市補助事業〕)

当用水路は、駒井沢町地先の商業施設敷地内に埋設されており、最終は芦浦町方面へ向け送水しております。周辺の開発により、掘削による施設の更新が難しいことから、既設管の中に新しい管を挿入するPIP（パイプインパイプ）工法にて、更新工事を実施いただいております。



施工状況



位置図

### ●下笠幹線水路漏水補修工事

(水利施設管理強化事業〔国・県・市補助事業〕)

当施設は、ほ場整備事業により造成され、下笠町地先に向けて送水する幹線用水路であります。令和7年5月に漏水が発覚し、農地の利用に支障をきたしており、早急に補修工事を実施する必要があったことから、水利施設管理強化事業にて、補修工事を実施いたしました。



漏水状況



施工状況

### ●矢橋第1段揚水機場サージタンク給水配管逆止弁取替工事

(水利施設管理強化事業〔国・県・市補助事業〕)

当揚水機場において、ポンプ起動時に異常音が発生しており、調査をいたしましたところ、逆止弁の経年劣化により発生しているものであり、来年度のポンプ運転に支障をきたすことから、水利施設管理強化事業にて、補修工事を実施いたしました。



施工前



完了

## 農村まるごと保全向上対策への参画について

本土地改良区では、地域主体での適正な農地の保全と多面的機能発揮を推進するため、世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策（多面的機能支払交付金）への取組として、令和元年度から農村まるごと広域化事務局を立ちあげ、事業にかかる各地域の事務処理を一部受託するなどの活動支援を行っております。

今後、世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策への参画をお考えの地域の皆様は、ぜひ本土地改良区または草津市役所農林水産課(☎077-561-2349)までお問い合わせください。

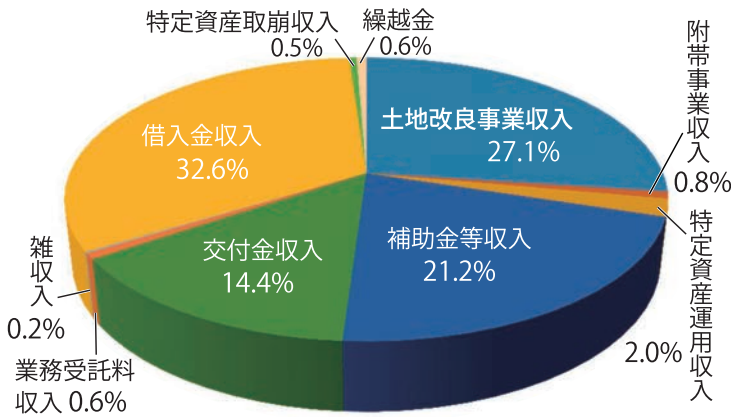
## 電力料金の高騰について

現在、農業用水の供給に必要な電力料金は、原油・天然ガス等の資源価格の上昇に伴い令和4年度から高騰しており、依然として高い水準が続いております。賦課金への影響が出来る限り少なくなるよう、国、県、市および電力会社等への負担軽減のための要望活動ならびに経費節減等様々な努力を行ってまいりますので、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

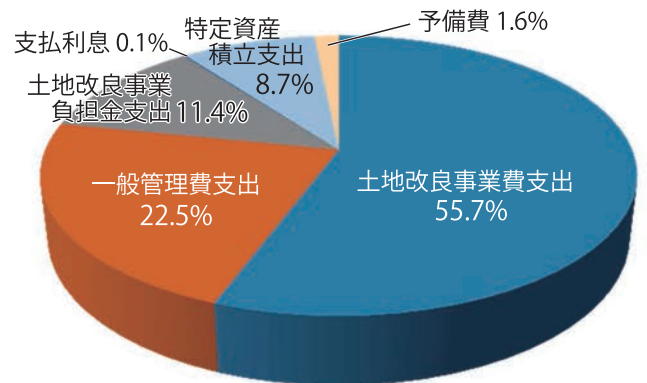
# 令和8年度一般会計収支予算

収入合計 …………… 318,650,000 円  
 支出合計 …………… 318,650,000 円  
 差引残額 …………… 0 円

## 収入の部



## 支出の部



収入の部		支出の部	
科目(款)	予算額(円)	科目(款)	予算額(円)
土地改良事業収入	86,373,000	土地改良事業費支出	177,495,000
附帯事業収入	2,457,000	一般管理費支出	71,612,000
基本財産運用収入	0	土地改良事業負担金支出	36,493,000
特定資産運用収入	6,373,000	借入金返済支出	0
補助金等収入	67,457,000	支払利息	361,000
交付金収入	46,020,000	固定資産取得支出	0
寄付金収入	0	土地改良施設建設仮勘定取得支出	0
業務受託料収入	2,000,000	附帯事業施設建設仮勘定取得支出	0
雑収入	552,000	建設仮勘定取得支出	0
借入金収入	103,938,000	出資金取得支出	0
基本財産取崩収入	0	納付換地清算金支出	0
特定資産取崩収入	1,480,000	基本財産積立支出	0
固定資産売却収入	0	特定資産積立支出	27,689,000
出資金返還収入	0	雑支出	0
交付換地清算金収入	0	予備費	5,000,000
繰越金	2,000,000	支出の部合計	318,650,000
収入の部合計	318,650,000		

## 令和8年度 二期事業の取組について【R8 二期事業施工予定図参照】

### ☆滋賀県実施事業（県営事業）

#### 水利施設等保全高度化事業 県営草津用水2期（二期）地区

- ◇常盤用水路改修工事【図①】 ◇志津用水路改修工事【図②】 ◇南笠用水路改修工事【図③】
- ◇野路第2段揚水機場吸水槽改修工事【図④】 ◇常盤用水路廃止管充填工事【図⑤】
- ◇第1段円型分水工実施設計業務【図⑥】 ◇常盤用水路実施設計業務【図⑦】
- ◇馬場山寺用水路実施設計業務【図⑧】 ◇志津用水路用地測量業務【図⑨】

#### 農地防災事業（特定農業用管水路等特別対策事業）県営草津用水湖辺地区

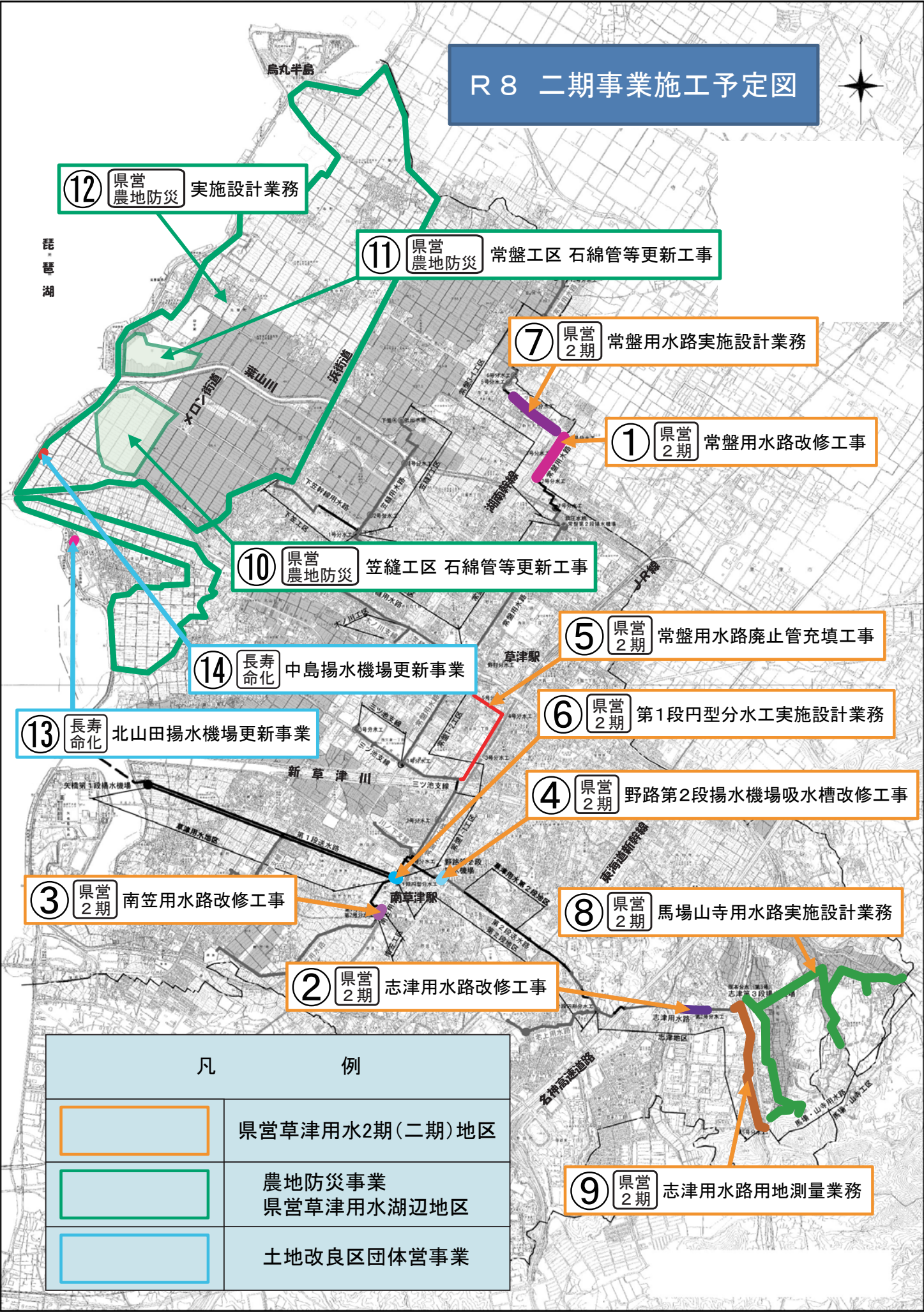
- ◇笠縫工区 石綿管等更新工事【図⑩】 ◇常盤工区 石綿管等更新工事【図⑪】
- ◇実施設計業務【図⑫】

### ☆草津用水土地改良区実施事業（団体営事業）

#### 農業水路等長寿命化事業

- ◇北山田4地区 北山田揚水機場更新事業【図⑬】 ◇中島2地区 中島揚水機場更新事業【図⑭】

# R 8 二期事業施工予定図



⑫ 県営農地防災 実施設計業務

⑪ 県営農地防災 常盤工区 石綿管等更新工事

⑦ 県営2期 常盤用水路実施設計業務

① 県営2期 常盤用水路改修工事

⑩ 県営農地防災 笠縫工区 石綿管等更新工事

⑤ 県営2期 常盤用水路廃止管充填工事

⑭ 長寿命化 中島揚水機場更新事業

⑥ 県営2期 第1段円型分水工実施設計業務

⑬ 長寿命化 北山田揚水機場更新事業

④ 県営2期 野路第2段揚水機場吸水槽改修工事

③ 県営2期 南笠用水路改修工事

⑧ 県営2期 馬場山寺用水路実施設計業務

② 県営2期 志津用水路改修工事

⑨ 県営2期 志津用水路用地測量業務

凡 例	
	県営草津用水2期(二期)地区
	農地防災事業 県営草津用水湖辺地区
	土地改良区団体営事業

# お知らせ

## 令和8年度賦課金単価について(土地改良法第36条第1項の規定による。)

(令和8年3月14日通常総代会にて決定)

### ●草津用水事業

【単位:1000㎡当たり】

区 分	一 般 地 区	猶予・二段替地区	賦課期日(基準日)	納 入 期 限
経 常 賦 課 金	5,900円	2,800円	令和8年8月1日	令和8年11月2日

※次の各号に該当すると認められた土地に関しては、猶予地区とする。

(賦課金改正猶予対象地認定申請書の提出が必要 ◎提出期限:令和8年6月30日)

- (1) 取水困難地で長年(概ね10年以上)水田では無い土地
- (2) 以前から建物・ビニールハウスが建っており水田では無い土地
- (3) 現況水路が無い・取水出来ない土地
- (4) 水路よりも土地が高い・土盛りされている土地

賦課金改正猶予対象地認定申請書については、本土地改良区事務所にございます。  
認定結果については、8月頃に書面をもって通知させていただきます。

※賦課金総額が200円未満のときは、事務効率を考慮しその全額を免除する。

### ●県営常盤北地区土地改良事業

【単位:1000㎡当たり】

区 分	地 区	1000㎡当たりの単価	賦課期日(基準日)	納 入 期 限
経 常 賦 課 金	常 盤 北 地 区	200円	令和8年8月1日	令和8年9月30日
事業償還賦課金	常 盤 北 地 区	57円		

## 賦課金の納入について

本土地改良区は、組合員の皆様の賦課金等で運営しており、これらは土地改良施設の維持管理を適切に行うための経費に充てられます。納期限内に納めていただきますようお願いいたします。

賦課金の納入は便利な口座振替をご利用ください。口座振替の申込書については、本土地改良区事務所およびJAレーク滋賀の草津市内各支店にございます。

### ◎ご注意ください!

本土地改良区では、賦課金納入の公平性を保つために貴重な財源である賦課金の完納を目指し、未収対策の強化を行っております。

納入期限内に納入が確認できない場合には、滞納処分的前提となる督促状を発行し、自主的な納入をお願いしております。

それでも納入が確認できない場合には、地方税の滞納処分の例により、滋賀県知事の認可を受けて滞納処分を執行することとなります。

## ～新規職員紹介～



令和7年4月から草津用水土地改良区に採用いただきました久保大貴くぼ だいきと申します。前職はプラスチック製造工場現場管理等に携わってまいりました。実家でも幼少期から稲作や野菜栽培を手伝い、農業の大切さと苦勞を肌で感じて育ちました。これまでの経験を活かし、一日も早く皆様のお役に立てるよう邁進いたします。ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひ申し上げます。

# 組合員資格得喪通知書の提出について

## 農地の耕作者に変更がある場合

本土地改良区の受益地である田（草津市内全域）について賦課通知を発送しております。所有権移転、使用貸借の設定、ならびに相続に伴う耕作者（組合員）の変更があれば、土地改良法第44条第1項の規定に基づき、直ちに組合員資格得喪通知書を提出してください。

※賦課金の納入義務者（耕作者）が変更となる場合に提出が必要です。  
その他の変更の場合は、本土地改良区へお問合せください。

記入例

### 組合員資格得喪通知書（組合員変更届出書）

下記事項により組合員資格が得喪したので土地改良法第44条第1項（組合員の資格得喪の通知義務）の規定により通知します。

〇〇年〇〇月〇〇日

現資格者が亡くなっている場合のみ、現資格者の押印は不要です。  
（新資格者の押印は必要です。）

現資格者  
（現組合

住所 草津市下笠町1350番地

氏名 用水 太郎



新資格者  
（新組合

住所 〒525-0029

草津市下笠町1350番地

フリガナ ヨウスイ ハナコ

氏名 用水 花子



生年月日 昭和35年3月14日

電話番号 077(568)3149

草津用水土地改良区 理事長 橋川 渉 様

記

#### 1. 資格得喪の対象たる土地

現資格者に賦課されている土地全部

下記のとおり

いずれかを選択してください。

大字	字	地番	地目	地積(m <sup>2</sup> )	備考
下笠町	城中	1350-1	田	1,000	
下笠町	城中	1350-2	田	1,000	

#### 2. 資格得喪の原因及びその時期

(1) 原因 いずれかに一つに○印を付けて下さい。

①相続 ②経営移譲 ③売買 ④贈与 ⑤賃貸借 ⑥その他( )

(2) 時期 年 月 日

【お問合せ先】草津用水土地改良区 TEL:077-568-3149

住所:草津市下笠町1350 FAX:077-568-1285

このページの裏面が組合員資格得喪通知書となっておりますので、切り取りいただき、上記の記入例を参考にご記入の上、本土地改良区まで提出をお願いいたします。（通知書はホームページからもダウンロードいただけます。）

# 組合員資格得喪通知書 (組合員変更届出書)

下記事項により組合員資格が得喪したので土地改良法第44条第1項(組合員の資格得喪の通知義務)の規定により通知します。

年 月 日

現資格者 住所 \_\_\_\_\_  
(現組合員)

氏名 \_\_\_\_\_ 印

新資格者 住所 〒 \_\_\_\_\_  
(新組合員)

フリガナ  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

生年月日 年 月 日

電話番号 ( )

草津用水土地改良区 理事長 橋川 渉 様

記

## 1. 資格得喪の対象たる土地

- 現資格者に賦課されている土地全部  
 下記のとおり

大字	字	地番	地目	地積(m <sup>2</sup> )	備考

## 2. 資格得喪の原因及びその時期

(1)原因 いずれかに○印を付けて下さい。

①相続 ②経営移譲 ③売買 ④贈与 ⑤賃貸借 ⑥その他( )

(2)時期 年 月 日

土地改良区使用欄

	事務局長	庶務課長	係	合 議
回議				

改良区 チェック 欄	組合員名簿		
	所有者		
	耕作者		
	二期事業賦課金		
	山田賦課金		
用水自振(有・無)	提出(済・未)		
山田自振(有・無)	提出(済・未)		

切り取り線

# 水土里ネット草津用水からのお願い

## 一筆バルブ・せき板等の管理について

本土地改良区の財政運営状況が厳しい中、支出の大部分を占める揚水ポンプの電力使用料金を少しでも安く抑えるため、組合員の皆様には日ごろからできる限り効率的な取水をお願いしております。水が入ればその都度一筆バルブやせき板を調整し、止水してくださいようお願いいたします。止水が出来ていない場合には、地域の節水パトロール担当の方により水量調整を行っていただく場合がありますので、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。また、畦畔等の崩れも、水漏れの原因となり効率的な取水を阻害することとなりますので、適宜補修いただきますようお願いいたします。

さらに、近年は突発的な豪雨等により、河川や水路から水があふれ出し、家屋の浸水被害等が懸念されております。台風接近時や降雨が予想される際には、不要なせき板の撤去やスクリーンのゴミ除去等、適切な管理をお願いいたします。



## ゴミや刈草を用水路に流さないで！！

近年、水路に流入する生活ゴミや草刈り後の刈草による通水阻害が多発しております。農業用水路や河川には、取水ポンプなどにゴミや刈草が入り込まないように随所にスクリーンが設置されており、スクリーンが詰まると、水路の水が溢れてしまい、応急作業の負担や水質の悪化など地元の農業者の方々に迷惑がかかるだけでなく、溢れた水が周辺の道路や農地、住宅などに被害を及ぼすこともあります。また、ゴミや刈草が、ポンプ内部や一筆バルブに入り込み、機能障害を起こす事例も多発しております。

地元の農業者の方々も、日常の点検清掃に大変苦労されてますので、ゴミや草刈り後の刈草は、河川や水路に流さないようお願いいたします。



## ため池等の農業水利施設で遊ばないで！！

近年、全国的にため池・用水路等の農業水利施設での事故発生が後をたたず、施設の安全確保対策の重要性が問われています。本土地改良区では、管理施設の日常的な巡回等を実施し、フェンスや立て看板を設置するなどの事故防止措置を行っております。万一、施設の異常を発見されたときは、本土地改良区までご連絡いただきますようお願いいたします。

また、台風・集中豪雨等の際には、水路が急に増水する恐れがありますので、施設の周辺には近づかないようお願いいたします。

## 農地を他の目的に転用される場合

本土地改良区の受益地である田を、農地法に基づき地目変更(田から畑)および、農地転用(宅地、駐車場、資材置き場等)される場合は、農地転用通知書の提出とともに土地改良法第43条第2項に基づき決済金(280円/㎡)の納付が必要となります。

また、国、県、市等が行う公共事業(道路・河川・公共建物等)用地として譲渡(寄付を含む)された場合は、事業主体の各関係機関からの用地取得の報告により、納入通知書を送付しますので、本土地改良区事務所か指定金融機関で納付してください。

なお、上記に記載された件について届出がない場合は、組合費(賦課金)が従来どおり賦課されますので必ず届け出てください。

提出用紙については、本土地改良区ホームページからダウンロードしていただくか、本土地改良区事務所および草津市農業委員会窓口(草津市役所4階)に置いてありますのでご利用ください。

# ポンプ運転計画変更メール配信サービスについて

ポンプ運転の変更に関する情報を、メールにて配信させていただくサービスを実施いたしております。天候等によりポンプの運転計画を変更する場合、下記の方法により登録いただければ、メールを配信させていただきますので、ぜひご利用ください。

## 登録方法

- 1 下のQRコードを読み取り、表示されたアドレスに「空メール」を送信してください。

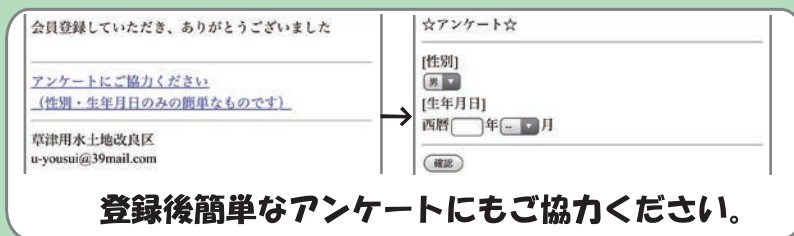


〔表示されるアドレス〕

yousui@39mail.com

↑QRコードが使えない場合などはこのアドレスに直接「空メール」してください。

- 2 すぐに「登録確認メール」が届きます。※注
- 3 メールに記載の「本登録はこちら」直下のURLにアクセスすると登録完了です。



登録後簡単なアンケートにもご協力ください。

※注：「登録確認メール」が届かない場合は、迷惑メール対策などのセキュリティ設定を変更していただく必要があります。設定方法は、各携帯キャリアやプロバイダにより異なりますので、各事業者にお問合わせください。



### メール配信のメリット

- ・降雨による運転停止などがあらかじめ分かる（当日の朝の判断もあります）
- ・緊急停止時の理由（雷雨・事故など）や復旧の予定などが分かる
- ・渇水時の追加運転の情報があらかじめ分かる

## 事務所位置図



付近拡大図



発行元及び問い合わせ先

## 草津用水土地改良区 (水土里ネット草津用水)

〒525-0029 滋賀県草津市下笠町1350番地  
TEL:077-568-3149 FAX:077-568-1285  
E-mail midori-net@k-yousui.com  
URL https://k-yousui.com  
発行 令和8年4月